

園における服薬介助について

町立幼稚園では、与薬は医療行為にあたるため薬の預かり・与薬の取り扱いについて下記のように対応させていただきます。

園では安全管理に細心の注意を払って対応しますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただし、教師が行える服薬介助については、本人が自分で飲む（又は塗る、貼るなど）行為を確認する（見届ける、見守る）のみとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 受診時の主治医への相談

- ① 「子どもが幼稚園に〇〇時から〇〇時まで園に在園していること、園では原則として与薬が受けられないこと」を主治医に話し、与薬についてご相談をお願いいたします。園に薬を持参しなくても済むように薬を処方してくださることがあります。

(例1) 1日3回→2回に (例2) 朝・昼・夕→朝・夕・就寝前

- ② 登園前、または降園後に服用可能な場合は、ご家庭で服用してください。
- ③ 園での与薬が必要と医師が判断した場合は、「服薬介助依頼書」を記入の上、園までご提出ください。

2. 薬について

- ① 医師の処方した薬に限ります。市販薬・自家製の薬・以前に処方されて残っていた薬・兄弟姉妹等に処方された薬等は服薬介助できません。
- ② 「熱が出たら…」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように、症状を判断して服薬しなければならない場合は、園としては判断できかねないので原則として対応できません。
- ③ 1回分を持参してください。(粉末は分包されたまま、シロップ等の水薬は1回分を取り分けてお持ちください。)
- ④ 薬の容器や袋にお子さんの名前・クラス名・時間を必ずお書きください。
- ⑤ 園で服薬する場合には、本人が服薬できるようご指導をお願いいたします。

3. 与薬の依頼について

- ① 「服薬介助依頼書」に必要事項を記入の上、薬と一緒に担任（または職員）にお渡しください。
- ② 「服薬介助依頼書」は、園での服薬介助を依頼することに必ず提出してください。
- ③ 「服薬介助依頼書」は、職員室にあります。各家庭でコピーしていただいてもかまいません。
(幼稚園のホームページでもダウンロードできます。)

4. 以下のような場合は、与薬できないことがあります。

- ① 「服薬介助依頼書」に記入漏れがあるとき。
- ② お子様が服用を嫌がったり、吐いたりして飲ませられないとき。
- ③ 水薬の色が変わったり、袋等が破損したりして、性状が変わったと判断されるとき。

服薬介助依頼書

薬を保管し、保護者の代行として服薬介助をお願いします。
なお、本件について、幼稚園には一切の責任を問いません。

依頼先		播磨幼稚園	
依頼者		保護者名	(自署)
		園児名	
		電話番号	
主治医		医療機関名	
		医師名	
		電話番号	
病名			
症状			
医薬品について	薬を飲ませる日	令和 年 月 日	
	薬を処方された日	令和 年 月 日	
	内服薬	飲む時間	食前・食後・食間 (時頃)
		種類	粉薬・シロップ・その他 ()
		飲み方	そのまま・その他 ()
	種類	抗アレルギー剤・抗生物質・咳止め・下痢止め・かぜ薬 その他 ()	
外用薬	使う部分 使う時間		
保管	室温・冷蔵庫・その他 ()		
その他 注意事項		薬剤情報提供書 有 ・ 無	